

収支報告書（令和6年分）

（ 年 月 日開催パーティー分）

* 1～4は提出日現在の内容を記入

- ふりがな
- 1 政治団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 会計責任者の氏名

ぜいりしによるいのとしろうこうえんかい

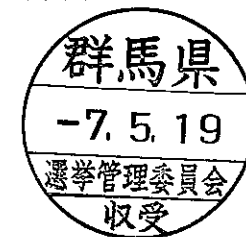
税理士による井野としろう後援会

群馬県桐生市浜松町1-5-33

押見 新一郎

大島 千賀子

（受付印）



※太枠内に必要事項を記入すること。

※該当箇所に ☒ を入れること。

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☒ その他の政治団体
（資金管理団体を含む）
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
- ☒ 群馬県内

資金管理団体の指定の有無（12/31又は解散日現在）

☐ 有 ☒ 無

* 以下は「有」の場合のみ記入（「無」の場合は空欄）

公職の種類

（現・候）

資金管理団体の
届出をした者の
氏名

資金管理団体の指定の期間

* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

年 月 日 から
年 月 日 まで

国会議員関係政治団体の区分（12/31又は解散日現在）

* 国会議員関係政治団体以外の団体は空欄

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る
国会議員関係政治団体
- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る
国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

井野 俊郎

公職の種類

衆議院議員

（現・候）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

年 月 日 から
年 月 日 まで

収支報告書作成担当者の氏名

酒井 秀座

（電話連絡先）

0277-53-5533

（選管使用欄）

番号

2009

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	-----A=B+C	943, 520
(前 年 か ら の 繰 越 額) *前年の収支報告書から転記	----- B	477, 476
(本 年 の 収 入 額)	----- C	466, 044
支 出 総 額	----- D	436, 140
翌 年 へ の 繰 越 額	----- E=A-D	507, 380

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	*会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上
金 額	104, 000
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	52 人

(2) 寄 附	*本部・支部間の交付金は含まれない→(その5)に計上	
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(7) 個 人 か ら の 寄 附		(その7)に内訳を記載
(うち特定寄附)		
(i) 法人その他の団体からの寄附		(その7)に内訳を記載 ←
(ii) 政治団体からの寄附	170, 000	(その7)に内訳を記載
小 計 (7) + (i) + (ii)	170, 000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		(その8)に内訳を記載
イ 政党匿名寄附		(その9)に内訳を記載
合 計 (ア + イ)	170, 000	

政党(支部を含む)
及び政治資金団体
以外は法人その他の
団体からの寄附
を受けられない

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金額	備考
役員会参加費	27,000	令和6年8月19日 ミスティ
総会参加費	165,000	令和6年9月24日 日本料理うおせん
この頁の小計	192,000	政治資金パーティーを開催した場合は、開催年月日及び開催場所を「備考」欄に記載すること。また、収入金額が1,000万円以上又は1,000万円以上になると見込まれる政治資金パーティーの場合は(その10)、1つのパーティーにつき、同一の者が20万円を超えてパーティー券を購入した場合は(その11)を作成すること。
合 計	192,000	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
こ の 頁 の 小 計	0	1件あたりの金額が10万円以上の場合は個別に記載し、 10万円未満の場合は一括して合計額を「1件10万円未 満のもの」に記載すること。
1件10万円未満のもの	44	
合 計	44	

(その7)

※寄附者の区分ごとに別葉とすること。

(7) 寄 附 の 内 訳					寄附者の区分 (該当するものに○)	1. 個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体
関東信越税理士政治連盟	20,000	6	1	31	埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13	小林 俊一
関東信越税理士政治連盟	50,000	6	10	9	埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13	小林 俊一
群馬県税理士政治連盟	100,000	6	9	30	群馬県前橋市大手町3-3-1	石原 仁
こ の 頁 の 小 計	170,000	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに名寄せして個別に記載すること。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上するが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載すること。 によってする寄附は、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。				
そ の 他 の 寄 附						
合 計	170,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表				
項 目		金 額	備 考	
			うち、本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出（再掲）※	
1 経常経費	(1) 人 件 費			
	(2) 光 熱 水 費			
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			
	(4) 事 務 所 費	40,000		
	小 計（経常経費の計）	40,000	0	
2 政治活動費	(1) 組 織 活 動 費	296,140		
	(2) 選 挙 関 係 費			
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア～エの計)	0	0	ア～エの計を記載
	ア 機関紙誌の発行事業費			
	イ 宣 伝 事 業 費			
	ウ 政治資金パーティー開催事業費			
	エ そ の 他 の 事 業 費			
	(4) 調 査 研 究 費			
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	100,000		
	(6) そ の 他 の 経 費			
	小 計（政治活動費の計）	396,140	0	
合 計		436,140	※「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金に係る支出は、 （その16）本部・支部間の交付金支出の内訳と対応	

(その14)

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別業とすること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目 (該当するものに○)	(2) 光熱水費 (3) 備品・消耗品費 (4) 事務所費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考	
事務所費	20,000	6/12/24	佐田 洋	群馬県みどり市笠懸町鹿3230番地		
この頁の小計	20,000	1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）				
その他の支出	20,000	← 1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出）を合計した額を記入。				
合 計	40,000					

(その15)

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当するものに○) (1) 組織活動費 (2) 選挙関係費 (3) ア. 機関紙誌の発行事業費 イ. 宣伝事業費 ウ. 政治資金パーティー開催事業費 エ. その他の事業費 (4) 調査研究費 (5) 寄附・交付金 (6) その他の経費 (行事費) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)					
		支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)
お食事代	13,200	6	2	18	旬彩 きむら	群馬県みどり市大間々町大間々1341-2	
陳情食事代	16,500	6	7	31	PULS アンカー	群馬県桐生市本町6丁目382	
後援会役員会	73,940	6	8	19	ミスティ	群馬県桐生市仲町2-1-7	
総会食事代	181,500	6	9	24	日本料理 うおせん	群馬県桐生市広沢町1-2689	
籠代	11,000	6	10	8	さとう提灯店	群馬県桐生市錦町1-2-17	
この頁の小計	296,140	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)					
その他の支出	0	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。					
合計	296,140						

(その15)

※項目別区分ごとに別葉とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当するものに○) (1) 組織活動費 (2) 選挙関係費 (3) ア. 機関紙誌の発行事業費 イ. 宣伝事業費 ウ. 政治資金パーティー開催事業費 エ. その他の事業費 (4) 調査研究費 (5) 寄附・交付金 (6) その他の経費					
		(寄付金) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)					
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
寄付金	100,000	6	10	14	自由民主党群馬県第二選挙区支部	群馬県伊勢崎市中央町26-2	
この頁の小計	100,000	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)					
その他の支出		←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。					
合計	100,000						

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

*すべての項目について「有」又は「無」に ☒ を入れること。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

*「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を（その18）に記載すること。

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

* 添付したものに ☒ を入れること。

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7 年 5 月 12 日

政治団体の名称

税理士による井野としろう後援会

会計責任者の氏名

大島 千賀子 

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和7年5月2日

税理士による井野としろう後援会

代表 押 見 新一郎 殿

登録政治資金監査人

登 録 番 号

研修修了 年 月 日

柳 澤 章

第 3127号

平成 21 年 12 月 18 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、税理士による井野としろう後援会の令和6年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、税理士による井野としろう後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、税理士による井野としろう後援会の支出にかかる領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会

議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

3 業務制限

税理士による井野としろう後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による井野としろう後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上